

○柳川市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要綱

平成22年3月26日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「受注者」という。）が、工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、柳川市建設工事請負契約約款（柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）様式第9号、様式第10号及び様式第13号別添建設工事請負契約約款をいう。以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡（以下「債権譲渡」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する建設工事のうち、次の工事を除いたものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 債務負担行為に係る工事。ただし、債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。
- (3) 工事を開始した年度の翌年度以降に繰り越し、又は繰り越すことが想定される工事。ただし、前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。
- (4) 市が役務的保証を必要とする工事
- (5) 受注者の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（受注者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行うもの（以下「事業協同組合等」という。）とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事請負契約の変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合の譲渡債権の額は、当該変更後の工事請負代金債権の額に基づいて算出した額とする。

3 前項の場合において、受注者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して当該変更後の工事請負代金債権額を通知しなければならない。

(債権譲渡の承諾権限)

第5条 受注者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得なければならない。

(債権譲渡の承諾の依頼)

第6条 受注者は、債権譲渡の承諾の依頼をしようとするときは、次の各号に掲げる書類ごとに当該各号に定める通数を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

(2) 工事履行報告書 1通

(3) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(4) 保証委託契約約款等において、債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

2 受注者は、前項の依頼を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしておかななければならない。

(1) 債権譲渡の目的が事業協同組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が当該事業協同組合等であること。

(2) 当該債権が、第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。

3 受注者及び債権譲渡先が複数の場合における前2項の規定による依頼は、当該受注者又は債権譲渡先ごとに行うものとする。この場合において、第1項各号に掲げる書類は、当該依頼ごとに提出するものとし、既に提出された印鑑証明書(当該依頼に係る書類の提出日の3か月前以後に発行されたものに限る。)があると

きは、当該印鑑証明書の提出を省略することができる。

(債権譲渡の承諾)

第7条 市長は、前条の規定により債権譲渡の依頼があったときは、同条第1項各号に掲げる書類について、その内容を確認し、適当と認めるときは、債権譲渡を承諾するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類の確認に当たっては、提出すべき書類がそろっていること及び書類の内容に不備がないことを確認するほか、債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していることを確認し、併せて印鑑証明書との印影の照合を行うものとする。

3 市長は、第1項の承諾をするときは、確定日付及び年度ごとに追番号をもって付する承認番号を記載した債権譲渡承諾書2通を当該受注者に交付するものとする。

4 市長は、債権譲渡整理簿により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡を承諾する時期)

第8条 市長は、対象工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以後でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。この場合において、第2条第2号ただし書及び第3号ただし書に規定する工事については、最終年度における出来高を対象とする。

2 前項の出来高の確認は、受注者が提出する月別の工事進捗率を記した工事履行報告書の受領をもって足りるものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 市長は、債権譲渡の依頼に係る工事が対象工事に該当しない場合又は前3条の規定に照らして承諾を行うことが不相当と認められる場合には、当該債権譲渡を承諾しないものとする。この場合において、市長は、承諾しない旨及びその理由を付した債権譲渡不承諾通知書を速やかに当該受注者に交付するものとする。

(支払計画等の提出)

第10条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時における対象工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書を債権譲渡先に提出し、当該債権譲渡先の確認に供するものとする。

(債権譲渡の通知)

第11条 受注者は、第7条の規定による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡先と債

債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡通知書
- (2) 債権譲渡契約証書の写し
(融資実行の報告)

第12条 受注者及び債権譲渡先は、第7条の規定による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに融資実行報告書を市長に提出しなければならない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第13条 債権譲渡を受けた事業協同組合等は、債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書
- (2) 第7条第3項の規定により受注者が交付を受けた債権譲渡承諾書の写し
- (3) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

2 前項第3号の印鑑証明書の取扱いについては、第6条第3項後段の規定を準用する。

3 第1項の請求は、受注者が請負契約に定められた市の検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ行うことができる。

(債権譲渡後の部分払金の取扱い)

第14条 第7条の規定による債権譲渡の承諾をした後は、対象工事について受注者及び債権譲渡先は約款第37条に規定する部分払の請求はできないものとする。

(工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項)

第15条 市長は、第13条第1項の書類の提出があったときは、同項第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条に規定する譲渡債権の範囲及び債権譲渡承諾書に記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。この場合において、同条第2項に規定する契約変更がないか留意するものとする。

(出来高確認)

第16条 債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該工事の出来高確認を行うものとする。

2 前項の出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、市長に工事出来高確認協力依頼書を提出するものとする。

3 市長は、前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(債権譲渡を理由とする不利益取扱い等の禁止)

第17条 市は、この告示に規定する債権譲渡及び融資の制度が、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであることに留意し、受注者が債権譲渡を依頼したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるものとみなし、又は入札契約手続等で不利益な扱いをしてはならない。

(様式)

第18条 この告示に規定する依頼書、承諾書、通知書、報告書、整理簿、請求書、計画書及び証書の様式は、別に定める。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、債権譲渡の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年2月7日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月14日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第45号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日告示第17号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第45号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月22日告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。